

天理市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全と安心のまちづくりを推進するため、既存木造住宅の耐震改修工事を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。)その他市長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、倒壊の可能性が高いと判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事であって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 耐震改修前の上部構造評点が1.0未満であったものを1.0以上の数値にする改修工事(1階部分のみでも可能)
 - イ 耐震改修前の上部構造評点が0.7未満であったものを0.7以上の数値にする改修工事(1階部分のみでも可能)

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる既存木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された市内に存する既存木造住宅であること。
- (2) 現に住宅の用に供している個人が所有する住宅であること。
- (3) 木造在来構法（軸組構法、伝統的構法又は桝組壁工法）で建築されたものであること。
- (4) 耐震診断結果が1.0未満のものであること。
- (5) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた住宅でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者（共有の住宅にあつては共有者全員の合意による代表者）。
- (2) 市税を滞納していない補助対象住宅の所有者等。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象住宅に係る耐震改修工事で、補助金の交付の申請の日の属する年度の1月31日までに完了するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費を含む。）とする。

- 2 補助金の額は、耐震改修工事に係る経費に5分の4を乗じて得た額（50万円を限度とし、1,000円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 3 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき1回限りとし、補助対象者ごとに1年度につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事契約の締結前に市長に提出しなければならない。

- (1)耐震改修工事見積書（様式第2号）及び内訳書
- (2)補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観がわかるものを2枚以上添付すること。）
- (3)配置図及び平面図
- (4)補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面（建築確認通知書の写し等）
- (5)補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (6)同意書（使用者又は共有者全員のものが必要な場合に限る。様式第3号）
- (7)市税状況調査同意書（様式第4号）
- (8)耐震改修前の耐震診断報告書
- (9)建築士が作成した耐震改修工事計画書
- (10)建築士であることを証する書類
- (11)その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、既存木造住宅耐震改修工事補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに工事に着手しなければならない。

（交付申請内容の変更又は工事中止の届出）

第10条 補助金交付決定者は、第7条に規定する補助金交付申請内容を変更しようとするとき又は耐震改修工事を中止しようとするときは、速やかに既存木造住宅耐震改修工事変更・中止届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合には、内容を審査し第8条に規定する方法により申請者に通知するものとする。

（完了の報告）

第11条 補助金交付決定者は、耐震改修工事が完了後、既存木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）耐震改修工事の写真（施工前、施工中、施工後）

（2）耐震工事契約書の写し

（3）耐震改修工事精算書（様式第2号）

（4）耐震改修工事に要した経費に係る領収書の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類は、耐震改修工事完了の日から起算して30日を経過する日又は交付決定を受けた日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の完了報告があったときは、必要に応じて現場で検査をすることができる。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、既存木造住宅耐震改修

工事補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 補助金交付決定者は、前条の通知書を受理したときは、既存木造住宅改修工事補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- （3） 耐震改修工事が中止されたとき。
- （4） その他この要綱に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る補助金をすでに交付しているときは、補助金の交付を受けた者に対して当該補助金の返還を命ずることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。